

I Cカード取扱規則

平成28年	3月16日	制定
平成29年	4月1日	改定
2019年	9月1日	改定
2023年	4月1日	改定

(目的)

第1条 この規則は、叡山電鉄株式会社（以下「当社」といいます）線内においてI Cチップを搭載した電子式証票（I Cカード）を使用して当社を利用する旅客の運送等について、合理的取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(用語の意義)

第2条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、叡山本線、鞍馬線をいいます。
- (2) 「I Cカード」とは、当社が当社線内を乗車券として使用可能であると認めたI Cカードをいいます。
- (3) 「記名式I Cカード」とは、個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報を記録したI Cカードをいいます。
- (4) 「改札機」とは、I Cカード及び磁気化した乗車券等を改集札する装置（車載簡易改札機を含む）をいいます。
- (5) 「S F」とは、あらかじめI Cカード内に貯えられた電子的金額をいいます。
- (6) 「ポストペイ機能」とは、I Cカードで当社線を乗車した場合の普通旅客運賃を後払いすることをいいます。
- (7) 「プリペイド機能」とは、I Cカードで当社線を乗車した場合の普通旅客運賃をS Fにて支払うことをいいます。
- (8) 「I C定期乗車券」（以下「I C定期券」といいます）とは、I Cカードに定期券の券面表示を行うとともに、定期券情報を記録することにより定期券としての機能を持たせたものをい

ます。

- (9) 「チャージ」とは、ICカードに入金してSFを積増することをいいます。

(適用範囲)

- 第3条** ICカードによる当社線の旅客の運送等については、特に定めるものを除き、この規則の定めるところによります。
- 2 この規則が変更された場合、以後のICカードによる旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによります。
- 3 この規則に定めのない事項については、旅客営業規則等の定めるところによります。
- 4 ICカードによる共通利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の運送等については、当該社局の運送約款等の定めによります。
- 5 ICカードのポストペイ機能で当社線を乗車された場合には、この規則によるほか、当社が別に定める「ポストペイ運賃事後割引サービス特約」が適用されます。
- 6 「第1種身体障がい者・介護者及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード」のご利用については、この規則によるほか、当社が別に定める「第1種身体障がい者・介護者及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード取扱規程」が適用されます。

(契約の成立時期及び適用規定)

- 第4条** ICカードによる旅客との運送契約の成立時期は、入場の際、改札機による改札を受けたときとします。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によります。

(規則等の変更)

- 第5条** この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意)

- 第6条** 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承

認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱区間)

第7条 当社においてICカードが使用できる区間は、当社線とします。

(利用の制限または停止)

第8条 当社は旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、次に掲げるICカードの利用の制限または停止を行います。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、乗車する列車等の制限または停止
 - (2) 入出場方法または入出場時間等の制限または停止
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
- 3 本条に基づくICカードの利用の制限または停止に対し、当社はその責を負いません。

(ICカードの名称、有する機能及び発行者名)

第9条 当社線で使用可能なICカードの名称、有する機能及び発行者名は別表第1号に定めます。

2 前項にかかわらず別に定めるものについては、当社線で使用することができません。

(注) 別に定めるものとは「ICカード取扱規則に基づく細部取扱方等について」に定めるものをいいます。

(ICカードの種類と様式)

第10条 ICカードには大人用と小児用があります。

2 当社線で使用を認めるICカードの様式は当社が別に定めます。

(注) 当社線で使用を認めるICカードの様式は「ICカード取扱規則に基づく細部取扱方等について」に定めるものをいいます。

(ICカードの発行申込方法等)

第11条 当社線で使用可能なICカードの発行申込方法及び発行方法は、当該ICカードの発行者の定めるところによります。

(ICカードの所有権)

第12条 ICカードの所有権は特に定めるものを除き、当該ICカードの発行者に帰属します。

(ICカード紛失等の再発行)

第13条 ICカードの盗難または紛失等による再発行については、当該ICカードの発行者の定めるところによります。

(使用方法)

第14条 ICカードは、当社線内を乗車の目的で、改札機による改札を受けて入場し、同一のカードにより改札機による改札を受けて出場する場合に、当該乗車区間に有効な片道普通乗車券として使用することができます。

2 前項の規定にかかわらず、IC定期券は、券面に表示された通用期間内で券面区間内を乗車の目的で改札機により改札を受けて入場し、同一のIC定期券により改札機による改札を受けて出場する場合に、定期券として使用できます。

(運賃の收受)

第15条 ICカードを第14条の規定により使用する場合、出場時にICカードから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を收受します。この場合、小児用のICカードにあっては小児の片道普通旅客運賃を、その他のICカードにあっては大人の片道普通旅客運賃を收受します。ただし、使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式IC乗車券に適用する運賃は別に定めます。

2 第1項における片道普通旅客運賃の收受方は、次の各号によります。

(1) ICカードのポストペイ機能で乗車された場合には、当社が別に定める「ポストペイ運賃事後割引サービス特約」の規定に基づき計算し、当該ICカードの発行者または発行者が業務を委託する者が、旅客に請求します。

(2) ICカードのプリペイド機能で乗車されたときの片道普通旅客運賃は当該カードのSFから減額します。

3 ICカードで乗車される場合、当該カードのポストペイ機能が有効である場合は、ポストペイ機能を優先することにしプリペイ

ド機能は使用できないものとします。

(S Fのチャージ)

- 第16条** 旅客は、I Cカードを処理する入金機、車載簡易改札機にてI CカードにS Fをチャージすることができます。
- 2 前項の場合、I Cカードには、1回あたり1, 000円単位の額をチャージすることができます。
- 3 I CカードのS Fの残額は、20, 000円（小児カードも同額）をこえることはできません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、携帯電話機等を媒体とするI Cカードについては、車載簡易改札機及び一部の入金機を除き、チャージすることができません。

(S Fのオートチャージ)

- 第17条** 旅客は、第16条に定めるほか、ポストペイ機能を有するI Cカードの発行者にあらかじめ申し込むことにより、当社の駅に常設する自動改札機を入出場する際にI CカードのS F残額が1, 000円（小児カードは500円）以下であった場合に2, 000円（小児カードは1, 000円）のS Fを自動的にチャージ（以下「オートチャージ」といいます）することができます。なお、I Cカードにオートチャージされた代金の支払方法は、当該I Cカードの発行者が定めるところによります。

(効力)

- 第18条** 第14条の規定により使用するI Cカードの効力は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車（第32条に定める当社線内乗継を含む）に限り有効とします。
- (2) 入場後は当日に限り有効とします。
- (3) 途中下車の取り扱いはいたしません。ただし、I C定期券の券面表示の通用期間内に券面表示区間内で途中下車した場合を除きます。

(利用履歴の確認)

第19条 旅客は、ICカードの利用履歴を当社が別に定める駅で次の各号のとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、ICカードを使用して改札機により入出場した際の取扱月日、運賃収受対象区間（一部の取り扱いについては取扱箇所）及び取り扱い後のSF残額とします。
- (2) 利用履歴の印字は、ICカードに記録されている最近の利用履歴から最大20件まで遡ることができます。ただし、当該利用履歴には他社局線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含みます。
- (3) ICカードのポストペイ機能で乗車した履歴は、前号の利用履歴のほか、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去6か月以内の利用履歴の明細（以下「利用明細」といいます）を1か月ごとに確認することができます。ただし、利用明細には他社局線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含みます。
- (4) 第2号の利用履歴及び前号の利用明細の印字様式は、別に定めるところによります。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は利用履歴を確認することができません。

- (1) 出場処理がされていない利用履歴
- (2) 第14条の規定によりICカードを使用する場合で、改札機による改札処理が完全に行われなかったときの利用履歴
- (3) 履歴確認日が属する月の前月から起算して6か月を経過した利用履歴のうち前項第3号に定める利用明細
- (4) IC定期券の券面表示の通用期間内における券面表示区間内での利用履歴
- (5) 一部のICカードにおいては26週間を経過した利用履歴
- (6) 一部の他社局線の利用履歴

(使用上の制限事項)

第20条 記名式ICカードは記名人以外の旅客が利用することはできません。

2 1回の乗車につき、2以上のICカードを同時に使用すること

はできません。

- 3 I Cカードは、他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 4 I Cカードを使用して入場した場合、当該カード以外の乗車券等で出場することはできません。
- 5 10円未満のS Fは運賃に充当することはできません。
- 6 偽造、変造若しくは不正に作成され、または不正に取得されたI Cカードを使用することはできません。

(入出場の制限)

第21条 次の各号の1に該当する場合には、I Cカードを使用して入出場することはできません。

- (1) 入場時に使用したI Cカードを出場時に使用しなかった場合で、当該カードにより再び入場しようとするとき
- (2) I Cカードにより乗車以外の目的により駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき
- (3) I Cカードの破損、改札機の故障または停電等やむを得ない事情によりI Cカードの改札処理ができないとき
- (4) I Cカードのプリペイド機能を使用して乗車する場合であって、入場時に当該カードのS F残額が10円に満たないとき
- (5) I Cカードのプリペイド機能を使用して乗車した場合であって、出場時に当該カードのS F残額が減額する運賃相当額に満たないとき
- (6) I Cカードの乗車券としての効力に別途有効期限が定められている場合であって、かつその有効期限を過ぎているとき

2 前項第5号の規定により、S F残額の不足のため出場することができない場合のI Cカードは、第16条の規定によるほか、次の各号いずれかの取り扱いをすることにより出場することができます。

- (1) 当該I CカードのS Fを減額したうえで、不足運賃を現金等の決済手段により収受した場合
- (2) 当該I Cカードの発駅情報を消去したうえで、当該乗車区間の運賃を現金等の決済手段により収受した場合

(ICカードのポストペイ機能の制限または停止)

第22条 当社は、ICカードのポストペイ機能にかかる電子計算機の故障、電子計算機の作動プログラムの異常、通信回線の不良、改札機等の故障及び異常等が発生し、ポストペイ機能の円滑な提供ができないと判断するときは、ポストペイ機能による当社線の利用を制限または停止することがあります。

(特定のICカードの制限または停止)

第23条 ICカードのポストペイ機能による一定期間の利用が、あらかじめ当該ICカードの発行者が定める限度額をこえた場合には、当該カードのポストペイ機能により当社線を利用することはできません。

- 2 ICカードの有効期限を過ぎて、当該ICカードにより当社線を利用することはできません。
- 3 発行者がその定める規約に基づき、特定のICカードについて使用を制限または停止した場合は、当該カードにより当社線を利用できないことがあります。

(無効となる場合等)

第24条 次の各号の1に該当する場合には、ICカードを無効として回収します。

- (1) 旅行開始後のICカードを他人から譲り受けて使用したとき
 - (2) 係員の承諾を得ないで改札機による改札を受けずに乗車したとき
 - (3) その使用条件に基づかず使用したとき
 - (4) その他不正乗車の手段として使用したとき
- 2 前項によるほか記名式ICカードにあっては次の各号の1に該当する場合は無効として回収します。
- (1) 記名人以外が使用したとき
 - (2) 券面表示事項が不明となったICカードを使用したとき
 - (3) 使用資格、氏名、年齢を偽って購入したICカードを使用したとき
 - (4) 券面表示事項を塗り消し、または改変して使用したとき
 - (5) 使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式乗車券で、旅客がその使用資格を失った後に使用したとき

- (6) 使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式乗車券で、旅客が身体障害者手帳または療育手帳を携帯していないとき
- 3 偽造、変造または不正に作成されたI Cカードを使用した場合、または使用しようとした場合は、当該カードを無効として回収します。

(不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等)

- 第25条** 第24条の規定に該当する場合は、旅客の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを、あわせて收受します。この場合の片道普通旅客運賃及び増運賃は、現金等の決済手段で支払っていただきます。
- 2 前項の規定により、旅客運賃、増運賃を收受する場合において乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第112条の規定を準用して計算します。
- 3 前回利用時に乗車履歴が記録されていないI Cカードの取り扱いは、第28条に定めます。
- 4 本条の規定により増運賃を收受する場合、特別の事由があつて別段支障がないと認められるときは、増運賃の減免等を行うことがあります。

(障害発生時のI Cカード再発行)

- 第26条** I Cカードの破損等によって、I Cカードを処理する機器での取り扱いをすることができない場合の再発行については、当社が別に定めるものを除き、当該I Cカードの発行者の定めるところによります。
- (注) 別に定めるものとは「I Cカード取扱規則に基づく細部取扱方等について」をいいます。

(同一駅で出場する場合の取り扱い)

- 第27条** 旅客は、I Cカードを使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅から途中駅までの実際乗車区間の普通旅客運賃相当額を現金等の決済手段で支払い、当該カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

- 2 旅客は、ICカードを使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。
- 3 第1項の取り扱いは、ICOCA定期券の券面表示の通用期間内における券面表示区間内での利用を除きます。

(前回利用時の乗車履歴が記録されていないICカードの取り扱い)

第28条 第25条第3項に規定する、前回利用時の乗車履歴が記録されていないICカードの取り扱いは、次の各号のとおりとします。

- (1) 旅客が有効証明書（様式は当社が別に定めるところによります）を所持している場合は、その内容を確認のうえ、発駅情報の消去処理を行います。
 - (2) 旅客が有効証明書（様式は当社が別に定めるところによります）を所持している場合で、カード内情報により、正当な金額の収受を行っていないと確認した場合は、既に収受した運賃額と実際乗車区間に対する片道普通旅客運賃との差額を収受したうえで、当該カードの発駅情報の消去処理を行います。
 - (3) 旅客が有効証明書を所持していない場合は、当該カードに記録されている乗車駅から利用可能な範囲の最遠の駅までの片道普通旅客運賃と増運賃を収受したうえで、発駅情報の消去処理を行います。
 - (4) 前号の規定にかかわらず、係員が前回乗車区間を確認することができ、不正乗車でないことが明らかな場合は、当該乗車区間に対する片道普通旅客運賃を収受し、増運賃を収受しないで取り扱うことができます。
 - (5) 第2号から第4号までに定める片道普通旅客運賃及び増運賃は、現金等の決済手段で支払っていただきます。
- 2 前回利用時の乗車履歴が記録されていない「第1種身体障がい者・介護者及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード」の取り扱いについては当社が別に定めるものによります。
- (注) 当社が別に定めるものとは「第1種身体障がい者・介護者及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード取扱規程」をいいます。

(係員によるS Fの減額処理)

第29条 各条文の規定により運賃及び料金を収受する場合には、I Cカードの発駅情報の消去処理を行ったうえで、当該カードのS F残額から相当額を減額することができます。

(S Fの返金)

第30条 I CカードにチャージされたS Fの返金は、当該I Cカードの発行者の定めるところによります。

2 前項にかかわらず、誤ってチャージした場合は、次の各号の条件を全て満たす場合に限り、直近のチャージのみについて返金することがあります。

- (1) チャージした当日に申し出た場合
- (2) チャージした駅と同一の駅に申し出た場合
- (3) チャージ後に当該I Cカードの利用がない場合

(列車運行不能時等の取り扱い)

第31条 旅客は、I Cカードで旅行開始後、列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれかを選択して、請求することができます。

- (1) 旅行開始駅までの無賃送還

乗車時にI Cカードに記録した発駅情報の消去処理を旅行開始駅で行います。

- (2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還

旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額をI Cカードにより収受します。

- (3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から当社線による旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額をI Cカードにより収受します。

2 当社が、不通区間に対して振替輸送等を行う場合の取り扱いについては、別に定めるものによります。

(当社線内乗継の取り扱い)

第32条 宝ヶ池で30分以内に次のとおり乗り継いだ場合、乗り継ぎ前後の区間を通算した運賃を収受します。

- (1) 出町柳～修学院間の各駅から八瀬比叡山口方面への列車に乗り、鞍馬方面への列車に乗り継いだ場合
 - (2) 出町柳～修学院間の各駅から鞍馬方面への列車に乗り、八瀬比叡山口方面への列車に乗り継いだ場合
 - (3) 三宅八幡または八瀬比叡山口から出町柳方面への列車に乗り、鞍馬方面への列車に乗り継いだ場合
 - (4) 八幡前～鞍馬間の各駅から出町柳方面への列車に乗り、八瀬比叡山口方面への列車に乗り継いだ場合
- (注) 出場及び入場の処理を失念した場合には、「I Cカード取扱規則に基づく細部取扱方等について」のとおり。

附 則

- 1 経済情勢等の外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、本規則の内容について変更することがあります。
- 2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

別表第1号（第9条関係）

「当社線で使用可能なICカードの名称、有する機能及び発行者名」

	ICカードの名称	有する機能	ICカード発行者名
(1)	P i T a P aカード	ポストペイ機能 プリペイド機能	株式会社スルッとKANSAI
(2)	ICOCA乗車券	プリペイド機能	西日本旅客鉄道株式会社
(3)	第1種身体障がい者・ 介護者及び第1種知的 障がい者・介護者用特 別ICカード	プリペイド機能	株式会社スルッとKANSAI
(4)	地方公共団体等 乗車証付IC証票	プリペイド機能	株式会社スルッとKANSAI 地方公共団体等
(5)	K i t a c a乗車券 K i t a c a定期券	プリペイド機能	北海道旅客鉄道株式会社
(6)	P A S M O	プリペイド機能	株式会社パスモ
(7)	S u i c a乗車券 S u i c a定期券	プリペイド機能	東日本旅客鉄道株式会社
(8)	モノレールSuica乗車券 モノレールSuica定期券	プリペイド機能	東京モノレール株式会社
(9)	りんかいSuica乗車券 りんかいSuica定期券	プリペイド機能	東京臨海高速鉄道株式会社
(10)	マナカ	プリペイド機能	株式会社名古屋交通開発機構
(11)	m a n a c a	プリペイド機能	株式会社エムアイシー
(12)	TOICA乗車券	プリペイド機能	東海旅客鉄道株式会社
(13)	n i m o c aカード	プリペイド機能	株式会社ニモカ
(14)	はやかけん	プリペイド機能	福岡市
(15)	SUGOCA	プリペイド機能	九州旅客鉄道株式会社

別表第2号（第16条関係）

「SFのチャージ」額

取扱機器	1回あたりのチャージ取扱金額
入金機（チャージ機）	大人・小児とも 1,000円
車載簡易改札機	大人・小児とも 1,000円